

2019年9月

お客さま 各位

日高都市ガス株式会社

## 消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

日頃より、日高都市ガス（株）をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
このたび、弊社では、消費税法の改正により税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、ガス料金等に係わる消費税について、次の基準で消費税率を運用のうえ算定・請求をさせていただきます。

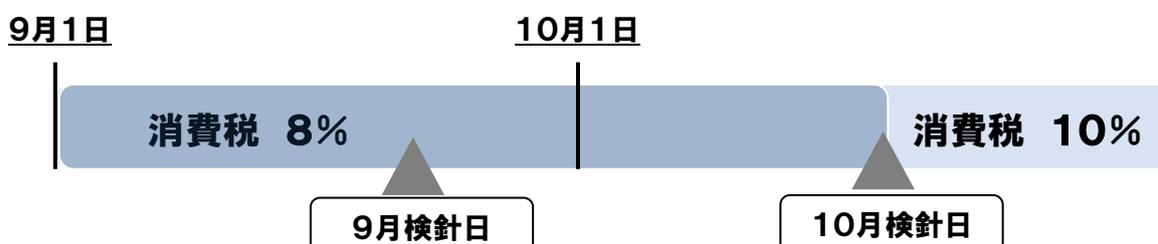
※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

### 「消費税」の税率引き上げに伴うガス料金・電気料金について

- ◆2019年9月30日以前から継続してガス・電気をご利用いただいているお客さま
  - ・2019年10月31日までの10月検針分のガス料金・電気料金は「経過措置」として旧税率（8%）の税率を適用します。
  - ・2019年11月1日以降の検針分のガス料金・電気料金より10%の税率を適用します。
- ◆2019年10月1日以降新たにガス・電気をご利用いただくお客さま
  - ・2019年10月1日以降の検針分のガス料金・電気料金より10%の税率を適用します。

### 「経過措置」とは

2019年9月30日以前から継続してご使用いただいているお客さま



## 警報機リース代について

- ◆2019年9月30日以前に警報器リース契約を結んだお客さま
  - ・リース期限終了日まで、経過措置として8%の税率を適用します。
- ◆2019年10月1日以降に警報器リース契約を結んだお客さま
  - ・10%の税率を適用します。

2019年9月30日以前のご契約	消費税率 8 %
2019年10月1日以降のご契約	消費税率 10 %

弊社は、今後とも経営効率化を推進するとともに、ガスの安定供給ならびにサービスの向上に取組み、地域のお客さまから信頼いただける企業を目指してまいりますので、引き続きより一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 日高都市ガス株式会社

総務経理部 TEL 042-989-4041

〔ガス小売事業登録番号 D0159〕

〔電気小売事業登録番号 A0196〕